

## 【会議録（要旨）】

### 1. 開会

#### ○資料確認

#### ○会議が成立していることの報告

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 事

#### 【事務局】

(1) かがやき はすだプラン（蓮田市第3次障がい者基本計画、蓮田市第7期障がい福祉計画・蓮田市第3期障がい児福祉計画）の諮問についてです。

（諮問書を交付）

#### 【委員長】

それでは、ただいまから、令和5年度 第4回蓮田市障害者計画等策定委員会の議事に入ります。はじめに、「(1) かがやき はすだプランの諮問について」事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

前回からの修正点の詳細につきましては、本日追加でお配りしたA4横の「案の修正について」に記載しております。

細かな説明につきましては、高島テクノロジーセンターからご説明いたします。

（高島テクノロジーセンターより説明）

成果目標やサービスの見込みと確保の方策等についてです。

（事務局より説明）

#### 【委員長】

ありがとうございます。事務局から説明がありました内容について、ご意見・質問等がありましたらお願いいたします。

第4回蓮田市障害者計画等策定委員会

令和5年11月28日(火) 13時30分～15時00分 蓮田市役所 西棟第3・4会議室

委員	43 ページの柱を使う意味は何なのか教えていただきたい。
事務局	今回、柱を追加したのは各ページに柱1 などがあるので、それに合わせて柱を載せている。
委員	もう一点、54 ページ(1) 施策の目標で広報紙等での点字の採用や音声コードの検討とあるが、点字は採用で音声コードは検討と一歩下がった感じがある。議会では、前向きに検討するという答弁をされていたと理解しているが、このような形にとどまった理由を教えていただきたい。
事務局	広報誌は、点字を作成して頂いている。音声コードについては、今後積極的に採用しようとはしているが、音声コードは内容の正否が聞かないとわからないため、時間に余裕がないときは採用が難しいと思っている。はじめはリーフレットなどに積極的に採用の検討を行い、次第に他の市町村でもあるように冊子などにも広げていきたいということで、検討という言葉を使っている。後ろ向きということではなく、段階を踏んで採用したいと思っている。
委員長	私も意見を申して、修正をしてもらっている。今までの計画は、どちらかという聴覚障がい者を主体にした施策に限っている。しかし、ご指摘があったとおり、市内には視覚障がい者が100名近くいる。そういった方のために音声コードが始まっている。私に言わせれば、遅いことである。もっといえば、点字も古い。新しい情報提供、意思疎通の支援という視点から変更しているので、ご理解いただきたい。
委員	52 ページ、主な取組①障がい者団体への支援の2 段落目、「また、蓮田市社会福祉協議会では障がい者団体の行う障がい者福祉の」とあるが、障がいの施策に精通していない方は、社会福祉協議会が具体的にどんなことをしているのかわからないと思う。また、25 ページの②差別や偏見についての「特に人権上問題があるとおもわれること」で「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと」、「アパートや住宅へ入居するための契約等が困難なこと」が2つ入っていることに疑問を感じる。
事務局	52 ページの社会福祉協議会が実際にどのような事業を実施しているかということだと思うが、様々な事業を実施している。この計画の中で具体的な事業名まで書くとすると、他のところについても対応をどうするのか、バランスをとる必要が出てくる。また、具体的に事業名を書くと、事業が変更になった際に、違いが出てしまうため計画の中ではこういった書き方をしている。実際にどういったことをやっているかということについては、実際に社会福祉協議会などに直接聞いていただくような形になる。

第4回蓮田市障害者計画等策定委員会

令和5年11月28日(火) 13時30分～15時00分 蓮田市役所 西棟第3・4会議室

	<p>25 ページのアンケートに項目が2つあるのではないかと、ということについては同じものが載ってしまっているのを訂正させていただく。</p>
委員	<p>2 ページの近年の障がい者政策の動向で「合理的配慮の提供義務」が平成 30 年のあたりにあって、もっと記載すべきことがあるのではないかと、ということで、事務局に渡している書面があるが、「差別の解消」「権利擁護の推進」など、10 項目ぐらいあげている。令和 5 年のところの 3 行ではあまりにも少なく、今の共生社会の実現というのを考えた時に補完していかないといけないと思いい見を出した。</p> <p>矢印についても、平成 15 年からだと「選択、自立、共生」となっていたと思う。平成 25 年からとするなら、自立から共生、共生から共生社会の醸成というように矢印に文言を追加したらいいと思う。</p> <p>3 ページ、用語の定義についてとあるが、その後すぐに表記についてとなっている。表記については別の枠をつくって、用語の定義についての中に入れないほうが良いと思う。</p> <p>また、相談支援事業所について説明が見当たらないので、どちらでされているのか説明いただきたい。</p>
事務局	<p>相談支援事業所の定義の記載は現在のところされていない、相談支援事業所の明確な定義、どういった書き方にするのがいいのかということもある。例えば基幹相談支援センターや地域生活拠点というのは、実際にそういった言葉がでてくるということがあるが、相談支援事業所は、相談するにあたっての事業所なので、言葉の定義で載せるのではなく、実際に相談支援事業所があって、活動しているところになると思う。そういった形で、言葉の定義は載せていない。</p>
委員	<p>相談支援事業というのが多く出てきているので、入れた方がいいのではないかとというのが私の意見です。検討いただきたい。</p>
委員長	<p>相談支援事業所の件ですが、皆さんなかなか理解できないと思う。計画書の中にやたらといっぱい出てくる。これがどういう位置づけでどんな機能を果たしているのか、施設なのか機関なのかわからない。相談支援事業所というのは、事業所はあるが具体的な場所があるわけではない。この辺をどういう形でまとめるかをこの場で提案したいと思う。</p>
事務局	<p>相談支援事業所の中には、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、一般相談支援事業所など色々ある。委託相談支援事業は、本来、相談支援は市職員がやることになっているが、それを補完するために事業所に委託して市と同じような機能を事業所にやってもらうということになっている。相談できる場所を確保して、相談支援体制の充実を図るということをやっている。全て定義するとわからなくなるため、表記としては委託相談支援事業所だけをして、他の相談支援事業所というの</p>

第4回蓮田市障害者計画等策定委員会

令和5年11月28日(火) 13時30分～15時00分 蓮田市役所 西棟第3・4会議室

	は、一般的な相談支援事業所ということでご理解をいただく形がよろしいかと思う。
委員長	委託相談支援事業所だけでも載せたらいいと思う。
委員	それぞれの委託相談支援事業所に名前がついているが、事業所名を載せるのは、計画なので割愛した方がいいという意見がありますが、皆さんはどう思いますか。
事務局	通称的なものと事業所名と違うものがあるため、分けて考えたほうがよいと思う。通称的なものを載せるのはいいが、法人が実施している事業所名については計画というのを考え、載せない方がいいのではないかと思う。
委員長	事務局の説明の範囲内で載せるということによろしいか。
委員	いいと思う。
事務局	トロンコとオリーバの通称を載せるということだが、法律的に何かがあるというわけではなく、何かに位置づけられているというわけでもない。親しみがあるように通称としており、計画では通称だとそぐわない。計画では基幹相談支援センター、地域生活支援拠点として、リーフレットなど対外的に周知しているものについては、身近に親しみを持ってもらうために通称を記載したいと思う。
委員長	地域活動支援センターを蓮田市内に設置を検討するとある。それはよろしいか確認したい。また、委託相談支援事業所も広域なのか市内なのか計画書からは読み取ることができない。今の段階でわかるか。
事務局	委託相談支援事業所については、蓮田市は広域でやる形になっている。宮代町、幸手市、白岡市に事業所があって蓮田市には事業所がないという指摘もある。今のところ委託相談支援事業所はアウトリーチということで、事業所へ自分から行くというよりは、委託相談支援事業所の人たちがみんなのところに来てくれて、計画を立ててくれることになる。今のところ、増やすことはなく、3カ所をうまく活用することになっている。つまり、広域でやっている。地域活動支援センターについても、同じような考え方で、蓮田市は広域でやっている。現在は、宮代町に1カ所ある。これにもいろいろな要望があり、東武線圏域とJR線圏域があり、蓮田市から宮代町の地域活動支援センターに行くのには、不便を感じるということでご意見を頂いている。そんな中で、蓮田市民も使いやすい地域活動支援センターを作りたいということで、自立支援協議会へ要望をしていきたいと考えている。
委員長	市の相談窓口は懇切丁寧にやってくれている。しかし、それ以外に相談窓口が市内にはない。地域活動支援センターのようなものが、できそうだとということで、窓口が広がり、市民の利用者にすれば、ありがたいこ

第4回蓮田市障害者計画等策定委員会

令和5年11月28日(火) 13時30分～15時00分 蓮田市役所 西棟第3・4会議室

	とです。今回の計画に盛り込まれているということでご理解いただきたい。
委員	<p>48ページの現状と課題の「本プラン策定に向けて」とあるが、この下に追記すべき案件として、障がいのある方の場合の話をしてもいいのではということ、計画に記載するというよりは、この場で共有させて頂くものとしていただければと思う。</p> <p>まず、障がいがある場合、ソーシャルスティグマ（社会的烙印）やセルフスティグマ（自己烙印）これが作り出されていることに注視する。例えば、知的障がい者の本人、家族間では特別支援学校卒業後、就労支援継続B型に通う子ども（少数）、生活介護に通う子ども（多数）の間で、前者B型の方が優れているという、誤解や差別が生じている。これが、計画の中に盛り込まれていない。アンケートからそれを読み解くことができるかと言えば難しいと思う。実際、こういうことを感じている人が多いと思う。また、精神障がい者の場合だと、本人や家族の間でも、同じ精神障がい者に対して、その人の日中行動、仕事ができる人、仕事ができず、作業所に行く人、作業所にも行けない人と優劣をつける傾向にある。これは、環境自体がソーシャルスティグマであって、それが作っているセルフスティグマである。このような誤解や偏見、差別をなくすように福祉教育に取り組んでいただきたいという意向がある。これをみなさんに共有できればということでお話しした。これを、48ページだけでなく、82～84、86ページに、障がい者の方の理解、教育の必要性を訴える案件があると思うが、どうお考えか。また、言葉の事は言わなくていいということだが、権利擁護のところでは成年後見制度とあるが、成年後見登記制度というのもあり、併記すべきだと思うが、どうお考えか。</p>
委員長	意見交換ではなく、計画策定のための意見を頂きたい。
委員	意見交換ではないが、そこについて、私は入れた方がよいと思うが、どうですかという話である。
委員長	入れて欲しい内容については、パブリックコメントもあるので、そういった場面で、事務局のほうにお渡しして頂きたい。委員さんが指摘していることも大事な事である。しかし、それを言い出すと計画書が分厚くなりすぎる。そこまでは、なかなか盛り込めないかと思う。
委員	65ページの主な取組のところで、計画相談支援についての記載が全くないので、これだけはお願ひしたいと思う。64ページの現状と課題に『本プラン策定に向け実施した障がいのある方向けのアンケート調査では、障がい福祉サービスの今後の利用意向についてみると、「計画相談支援」が最も多く』とある。しかし、65ページにそれが反映されていない。
事務局	計画相談支援について、現状と課題に出ているので、取組にいれたらど

第4回蓮田市障害者計画等策定委員会

令和5年11月28日(火) 13時30分～15時00分 蓮田市役所 西棟第3・4会議室

	うかというご指摘だと思う。これについては、場所が若干違うが、57ページに相談支援・ケアマネジメント体制の充実とあり、相談支援体制を充実していきますよということが書いてある。この中に計画相談支援についても障がい者の相談支援体制の強化ということで全体的に入ってくる。64ページの現状と課題に入っているのだから、その取組にあった方がいいという委員のご指摘は、ごもっともであるが、別な所で記載しているので、それでご理解いただきたい。
委員	承知した。
委員長	膨大な計画になっているので、読み切れないところはあると思う。実は、このあとパブリックコメントがあり、当然委員さんも一市民なのでそういう場で意見を出すことができる。文章で意見を出せば、事務局で検討いただけたらと思う。
委員	パブリックコメントを我々が拝見して、諮るということはあるのか。
事務局	パブリックコメントの意見が出るので、このような意見があり、この意見に対してはこのように修正する、この意見に対してはこういう理由で修正しない、という事務局の案を作り、パブリックコメントの後2月頃にご意見を伺う場を設け、最終的な委員会としての案を作成して頂ければと思っている。
委員長	他になければ私から、2点ほどある。 1つは、62ページ①成年後見制度の充実というところで、前回の計画では、「社会福祉協議会と連携し」となっていたと思うが、その部分が中核機関となっている。これは何か意味があるのか。教えていただきたい。
事務局	中核機関が分かりづらいが、これは権利擁護のネットワークを中核的に担っている機関ということで、中核機関となっている。これの主な仕事は、成年後見制度を必要とする方が、これから増えてくるだろうということで、利用しやすいように相談を受け、整備していきたいと市では考えている。それについて、当分の間は、市の直営で成年後見センターをやりたいと考えている。社会福祉協議会では、法人後見をやっている。法人後見は、成年後見を促進するというものではなく、どちらかというところ、自分が成年後見として色々な方を支援する、成年後見人になる方の話である。将来的には、2つの事業が、蓮田市から社会福祉協議会に委託ということも考えられるが、今のところは、直営でということで、このような書きぶりになっている。ただ、将来的には考えていきたいと思っている。
委員長	実は、社会福祉協議会でも問題にしている。なかなか手に負えない難しい問題である。だから、ここにある中核機関があれば、しかも福祉課が直営でやるのであれば、その方がベストだと思う。

第4回蓮田市障害者計画等策定委員会

令和5年11月28日(火) 13時30分～15時00分 蓮田市役所 西棟第3・4会議室

	それから、細かい話ではあるが、データの数値について、114 ページ③自立訓練（生活訓練）の実績がでていますが、3年前の計画に比べると、桁が違いくらい増えている。118 ページの⑩短期入所の福祉型の人数。122 ページの①児童発達支援の数値が増えている、1000 人近くなっている。確かに増えていると思うが、増えすぎているように感じるので、そういうところについて、確認していただきたい。
--	--

**【委員長】**

その他に、いかがでしょうか。

委員	今回は、議事録がないので前回話されたことが、どのような経緯で反映されていたり、赤字になったりしているのかが私たちもわかりづらかったと思っている。できれば、前回、今回と議事録を出していただきたい。
事務局	その通りであるので、前回、今回をまとめて、どのような意見を頂いて、どのように反映し、どのような理由で修正したのか、修正しなかったのか提示してまいりたいと思う。本日、いただいた意見については、議事録をまとめ、委員長に意見を頂戴しながら次回に臨みたいと思う。
委員長	パブリックコメントもあるので、意見があれば、文章で出していただければと思う。
事務局	今回、頂いた意見で直しが必要な点について確認をしたいと思う。直しについては、パブリックコメントまでに会議が開けないので、委員長と事務局にご一任いただいて、それをパブリックコメントするというようにできればと思っている。 ご指摘いただいた点について、3 ページ「障害」と「障がい」の表記について、用語の定義に入っているのはおかしいので、枠の中から出して用語の定義の中には入れないことに修正したいと思う。また、用語の定義の中に「委託相談支援事業所」を表記したいと思う。 25 ページの「特に人権上問題があると思われること」についてはデータがおかしいので、修正する。実績についても確認して修正したいと思う。ソーシャルスティグマ、セルフスティグマについても意見は頂きましたが、内容が少し重いので、委員の皆様で共有いただき、計画は修正しないということでご理解いただきたい。これについては、事務局で修正を行い、会長にご提示してご理解を賜ったら、パブリックコメントをしていきたいと思う。

**【委員長】**

議題は、これで終了したいと思います。事務局に司会をお渡しします。

**4. 閉会**